

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、8番、松下好君、9番、安藤賢一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年6月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年7月9日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、岡部課長補佐より説明をさせていただきます。

議長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上旬をいたしました農用地利用集積計画についてご説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案1件となっております。

利用権を設定する貸手は山子田の方、賃貸借の設定で、農地の所在は山子田字坂爪953番外6筆、現況地目は田及び畑、面積は合計で10,491平米となっております。利用目的は水田利用、普通畑利用。貸借期間は、令和3年8月1日より5年間で、令和

8年7月31日までとなっております。借手は公益財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための貸借借の設定となります。貸借期間は、令和3年8月1日より5年間で、令和8年7月31日までとなっております。

また、3ページ、4ページに計画書の写しの添付をしておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号について説明申し上げます。

議案書は5ページをご覧ください。

農用地利用配分計画(案)について。

榛東村長から別紙のとおり紹介があったので意見を求める。

令和3年7月9日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐よりご説明を申し上げます。

議長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしく願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用配分計画案についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

農地中間管理機構から、農用地利用配分計画案の提出を求められたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して、

借入者が適正であるか意見を伺うものとなっております。

7ページをお開きください。

借入希望者は渋川市川島の方で、年齢は57歳の方です。借入れする土地は、大字山子田字坂爪953番外6筆、面積は合計で10,491平米です。借入期間は5年で、利用目的は水田利用及び普通畑利用です。作物といたしましては、水稲及び白小豆を予定しています。また、渋川市において認定農業者資格についても取得済みとなっております。

また、8ページに借受人の経営状況を添付しております。

以上、当該農地の貸付けが適正かどうかご審議をお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 議案第2号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは採決に移ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号は、農用地利用配分計画(案)については原案のとおり決定することとします。

ここで岡部課長補佐、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 榛東村農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号 榛東村農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

榛東村農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について、榛東村長から別紙のとおり紹介があったので意見を求める。令和3年7月9日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、変更内容につきましては、清水主任から説明をいたします。

議長 それでは、清水主任、説明を求めます。

清水主任 議案第3号 榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について説明をさせていただきます。

議案書の10ページをご覧ください。

農業委員長宛てに、農業振興地域整備計画の変更について意見を伺う旨の通知を載せさせていただきます。この通知の中ほどに、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定に基づき貴会の意見を伺いたいとありますとおり、市町村は整備計画を策定または変更するに当たり、農協や土地改良区、農業委員会の意見を聞くことと明記されているため、意見を伺うものです。

議案書の11ページ、12ページをご覧ください。

今年度の農用地区域からの除外を希望する申請は26件ございました。6月1日に、村の農業振興地域整備促進協議会を開催し、26件の申請地について現地調査と審議を行い、許可、不許可の判断をしていただきました。その結果、資料に記載の24件を許可相当、2件を不許可相当という決定をいただきました。

不許可相当と判断された2件につきましては、どちらも1種農地であり、申請地周辺の農地の営農に影響が生じるおそれがあるとの意見が出され、採決の結果、不許可相当と決定をいただいたものです。

また、許可相当の24件の利用目的につきましては、建売住宅が9件、資材置場及び駐車場が6件、一般住宅が4件、その他といたしましてレジャー施設、資材置場、工場用地、通路用地、駐車場用地が各1件となっております。

許可相当と判断いただいた明細書記載の24件の案件につきましては、県と事前相談を行っているところですが、なるべく早く変更の公告ができるように事務を進めていきたいと考えています。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

議長 議案第3号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

（「はい」という声あり）

議長 意見もないようですので、採決に移ります。

議案第3号について、異議なしと意見するとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第3号 榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更については、異議なしとして回答することに決定することとします。

ここで清水主任、退席を認めます。

(清水主任退席)

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書は13ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第4号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字山子田字中野、地番は2004の3。地目は登記簿、畑、現況は雑種地。面積は213平米でございます。権利種別は第3条有償移転、内容は売買です。譲渡人は山子田の方で、経営面積は自耕作地5.6アール。申請事由は、譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。また、譲受人は山子田の方で、経営面積は自耕作地44アール。申1請事由は、経営規模拡大のため申請地を購入し、野菜及び果樹の栽培をしたいとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員は4人中3人。

議案書14ページをご覧ください。

議案第4号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員の高橋です。

議案第4号、番号1についての説明ですが、ただいまの説明は事務局の説明のとおりです。若干補足的な説明をしたいと思いますが、現地確認調書の2ページですね。

場所はしんとう総合グラウンド、役場の総合グラウンドの駐車場の北側、それから西側に位置しております。こちらに焼肉ハウス丘というお店があるんですが、その西側の細長いところです。こちらに関して、果樹を植えるというお話です。本人も耕作しておりますので、こちらのほうは担当委員といたしまして許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との意見がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号2について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第4号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2、農地の所在は大字広馬場字宮室971番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1,418平米です。権利種別は第3条有償移転、内容は売買です。譲渡人は広馬場の方で、経営面積は自耕作地38.1アール。申請事由は、相続で譲り受けた土地だが後継者もおらず、耕作及び管理に苦慮していたため、譲受人に譲渡したいとのことでございます。また、譲受人は高崎市の方で、経営面積は自耕作地63.7アール。申請事由は、高崎で農業を営んでいるが、経営規模拡大のため申請地を購入し、野菜やブルーベリーを栽培したいとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員は2人中2人で、2人です。

議案書15ページをご覧ください。

議案第4号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員の金井です。

ただいまの事務局長の説明のとおりです。申請地は市民農園北側300メートルくらいのところ。すぐ隣に群馬用水の機場があります。私としては許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第5号

議長 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書16ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第5号、番号1について説明申し上げます。

農地の所在は大字山子田字御堀890番の20。地目は登記簿、現況ともに田。面積は500平米でございます。権利は使用貸借。貸付人は山子田の方で、職業は自営業。借受人は山子田の方で、職業は会社員。転用目的につきましては一般個人住宅。施設等につきましては一般住宅建設用地119.24平米とのことでございます。転用理由につきましては、借受人は現在村内で妻、両親と同居しているが、自己住宅の計画を立て、貸付人である父より了解を得られたため、申請地を借受けし住宅を建築したい。また、貸付人は借受人である息子の要望に応え、申請地を貸与するとのことでございます。

備考でございますが、本申請地は用途地域、農地区分は3種農地となっております。

以上で、議案第5号、番号1の説明を終わります。

議長 ただいま、番号1について事務局から説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員3番、湯浅君。

湯浅委員 推進委員3番の湯浅です。

議案第5号1番について補足させていただきます。

内容は、先ほどの事務局長の説明どおりですが、少し付け足しますと、8ページの現地確認調書の図のとおり、南北に長い田んぼが南側で西に突出したL字型となっております。この西側の突出した部分が申請地となっております。雑排水は下水管へ、雨水は自然浸透です。なお、この田んぼは、昨年稲刈りをした後は手入れをされていませんが、申請地以外の田んぼは耕作を再開するとのことです。地区担当としましては許可相当と思われますので、審議のほうよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号2について説明申し上げます。

議案書16ページ、現地確認調書は10ページからとなります。

議案第5号、番号2、農地の所在は大宇山子田字申府1844番の1。地目は、登記簿、現況ともに畑。面積は301平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人は渋川市の方で、職業は無職。譲受人は山子田の方で、職業は会社員。転用目的でございますが、庭用地。施設等につきましては、宅地拡張とのことでございます。転用理由につきましては、譲受人は申請地の隣に居住しているが、敷地が狭く不便で、譲渡人に相談したところ了解を得られたため、申請地を購入し駐車スペースや物置の敷地として利用したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考でございますが、農振除外済み、農地区分は2種農地、追認事案となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員、高橋です。

議案第5号、番号2番についての説明ですが、ただいまの説明あったとおり、事務局の説明のとおりでございます。

場所に関しては、しんとうスポーツアリーナの駐車場の東側に位置しております。非常にこちらのところが、中に入っていく農道があるんですが、ちょっと狭い農道があります。そちらに入っていくところのすぐ自宅の隣というところに位置しております。担当地区委員としまして許可相当と思われまますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。
番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。
以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。
次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。
事務局長。

事務局長 番号3について説明申し上げます。

議案書16ページ、現地確認調書は13ページからとなります。

議案第5号、番号3、農地の所在は大字新井字立畦2416番の2。地目は、登記簿、現況ともに畑。面積は1,107平米。権利につきましては賃貸借。貸付人は新井の方で、職業は会社員。借受人は長岡の方で、職業は石材販売。転用目的につきましては露天資材置場。施設等につきましても露天資材置場とのこととございます。転用理由につきましましては、借受人は現在村内で石材の輸入輸出及び販売業を営んでいるが、規模拡張に伴い申請地を借受けし、資材置場用地として利用したいとのこととございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのこととございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発審議案件でございます。
以上で、議案第5号、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。
何か意見ございませんか。
推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第5号、3番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。若干、周辺状況について補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の13ページをお開き願いたいと思っております。

申請地につきましては、高崎渋川バイパスの下新井、それから立畦のちょうど中間ぐらいのところを西へ入ったところの理髪店の奥の用地になります。北、西、南については一応道路、それから東側については理髪店があるということで、宅地に面しております。そういった形で、一応資材置場というような申請でございます。

資材置場の加工内容については、上部を転圧した後にバラスを敷くというような形

の中で、用水については自然浸透をメインといたしまして、面積が広いというようなことで、大雨が降ったときに東側のほうに取水ますを設けた形の中で、周りにあふれないような形で取水ますで処理をして側溝に流すというような形をとってございます。

そういった形の中で、周辺農地に与える影響ないものと思われまので、地元委員といたしましては許可相当というような形でございますので、よろしくご審議のほどお願いをしたいと思います。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

この案件につきましては、宅地審議案件ということでございますが、審議内容を説明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 事務局。

事務局長 各課からの指示事項ということで出ている事案についてご説明をさせていただきます。

先ほど、地元委員よりご説明ございましたが、当該用地につきましては、周辺が3方を道路、また東側については民地との境に擁壁という状況でございます。このため、各課の指示事項等につきまして、総務課では、開発後に申請地周辺道路の見通しが悪くなった場合には、走行車両の視認性確保のためカーブミラーを設置くださいとのことです。

また、税務課では、開発工事完了後、土地の現況調査に協力してください。また、償却資産があるときは申請、申告書を提出してくださいとのことです。

住民生活課につきましては、騒音振動関係で、工事に際し騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要がありますとの指示です。また、ごみ等につきまして、工事に伴い搬出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に処理してくださいとの指示です。また、土砂の搬入搬出等がある場合、土砂等搬入関係につきまして、令和2年10月1日から榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してくださいとの指示がございました。

産業振興課につきましては、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出くださいとのことでございます。なお、当該土地につつま

しては、その他村営土地改良事業の実施区域となっております。また、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいとの指示を出させていただきます。

建設課につきましては、工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。また、雨水対策、定期的な除草、防火、防災等、適切な開発時の管理をお願いしますとの指示です。

上下水道につきましては、本地につきましては資材置場ということでございます。指示等はございません。

教育委員会事務局では、申請地近隣に小学校の通学路として指定されている箇所はありませんが、申請地周辺の通学路を通行する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいとの指示です。また、埋蔵文化財は、周辺の文化財包蔵地には該当はしていないとのことですが、事前の届出は不要ですが、万一工事中に土器や石器が発見された場合には、速やかに文化財保護係まで連絡してくださいとの指示がございました。

地元自治会からの要望でございますが、役場各課からの指示、要望事項を拝見し、本件開発を承認いたしますとの意見でございます。

以上で、開発委員会からの指示、要望事項についてご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書は17ページ、現地確認調書は16ページからとなります。

議案第5号、番号4、1筆目の農地の所在は大字広馬場字宮室429番の2。登記簿は畑、現況は農業用宅地。農振除外済みでございます。面積は714平米。2筆目の農地の所在は大字広馬場字宮室429番の3。地目は、登記簿、畑、現況は農業用宅地。面積は158平米でございます。2筆の合計が872平米となっております。権利につきましては所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方で、職業は農業兼会社員。譲受人は新井の方で、職業は農業。転用目的は個人農林業施設。施設等につきましては牛舎用地、

牛舎210平米が1棟、同じく牛舎190平米が1棟、物置が20平米のもので1棟とのこと
でございます。転用理由につきましては、譲受人は現在、村内にある牛舎で飼育を中
心に営農しているが、規模拡大に伴い申請地の牛舎での営農を計画したところ譲渡人
と話がまとまったため、申請地を購入したいとのことでございます。また、譲渡人は
譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、追認案件でございます。

以上で、議案第5号、番号4の説明を終わります。

議 長 番号4について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員の金井です。

事務局長の説明のとおりです。申請地は県央水道の南で、倉庫の隣です。西側は道
路で工場。私としては許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 7番、推進委員の小川です。

ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、牛舎、畜舎ということで、コンク
リートで張ってあると思うんですけども、農地法が平成30年に改正されて、農業用ハ
ウスで全面コンクリートの場合は農地扱いとするということだそうでございますけれ
ども、畜舎ということになると、その辺の扱いについてはどういうふうになるかちょっ
と教えてもらえればと思うので、ひとつよろしくお願いいたします。

議 長 事務局。

事務局長 先ほどのご質問ですが、本件につきましては17ページ、現地確認調書のほう
ご覧ください。

現況登記が畑ということで登記をされてございます。その上に建物ということで牛
舎が2棟と物置が、先ほど小川委員がおっしゃったように、コンクリートの床を張って
建物が建っているというものでございますが、今回につきましては、この土地を購入し
たいということから、まず第5条の転用で行うという内容のものになってございます。
それに合わせて、既存の牛舎等をそのまま利用するという内容での転用申請となってい
るものであります。

以上です。

議 長 よろしいですか。委員。

小川委員 いいです。

議長 いいですか。

ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書は17ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第5号、番号5、農地の所在は大字広馬場字宮室646番の1。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は1,635平米。権利関係につきましては所有権移転売買。譲渡人の方は前橋市の方で、職業は建築業。譲受人の方は安中市の方で、職業は農業。転用目的は集合住宅等。施設等につきましては長屋建て住宅、238.8平米のものが1棟、242.4平米のものが1棟でございます。転用理由でございますが、譲受人は申請地周辺は利便性が良く、小中学校や自衛隊駐屯地もあることから入居需要が見込めるため、申請地を購入しアパート経営をしたいとのことでございます。また、譲渡人は耕作困難のため、譲受人の申出に応じたいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分1種農地、宅地開発審議案件でございます。

以上で、議案第5号、番号5の説明を終わります。

議長 番号5について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員の金井です。

ただいまの事務局長の説明のとおりです。申請地は三愛会の200メートルぐらい手前の右側です。東側は道路で住宅、西側は住宅、南側も住宅です。北側は道路です。雨水は既存の側溝へ接続だそうです。私としては許可相当と思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員、松下です。

やっぱり宅地開発審議案件となっておりますので、ここにメンバーがおりますので、ちょっとその辺分かりましたらご説明をお願いいたしたいと思います。

議長 事務局。

事務局長 それでは本件につきまして、宅地開発委員会各課からの要望等についてご報告をさせていただきます。

本件につきましては、広金線に面している土地ということでございます。

総務課からのご意見としましては、村道の金古広馬場に沿って計画されている建物、北側の8台分の駐車場について、カーブの内側に位置していることから走行車両との交通事故発生が懸念されるため、再度駐車場位置を検討してください。また、新設する消火栓については総務課と協議をお願いしますとの指示でございます。

税務課につきましては、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。また、建物建設完成後は家屋調査に協力してくださいとのことでございます。

住民生活課につきましては、騒音振動関係として、工事に際し騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。また、ごみ関係につきましては、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は、適切に直接処理してください。また、世帯数の増加等により新規のごみステーションを設置する場合には、住民生活課までご相談くださいとの指示です。また、土砂等搬入関係につきましては、令和2年10月1日から榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してくださいとの指示でございます。

産業振興課では、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出してくださいとの指示でございます。なお、本申請地につきましては、群馬用土地改良事業実施区域となっております。そのため、群馬用土地改良区へ申請をしてくださいとの指示です。また、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいとの指示を出させていただいております。

建設課でございます。開発区域と村道宮室52号線の間未舗装部分について、雑草対策で舗装を検討してください。また、工事車両等の路上駐車により、近隣から苦情が出ないようにしてください。雨水対策、定期的な除草、防火、防災等、適切な開発地の管理をお願いしますとの指示です。

上下水道課につきましては、上水道につきまして、北側本館、広金線に埋設されているものでございますが、75ミリの水道管から引込みをお願いします。また、メータ

一器につきましては、建物の南側ではなく北側にとということで、検針の利便性を考慮してくださいとの指示でございます。また、今回の申請地で利用されるアパートですが、こちらペットが入居可のアパートらしく、ペット用の足洗い場という記載がございました。このため、ペット用の足洗い場についてもメーター器を設置してくださいとの指示がございます。

下水道につきましては、宅地内の排水ポンプ及び圧送管、こちら下水道については自然流下ではなく圧送ポンプで流下するというもので計画されておりますので、これにつきまして下水道、農業集落排水でございますが、こちらからの指示がございました。

教育委員会事務局としましては、申請地近隣には小学校の通学路として指定される箇所はありませんが、申請地周辺の通学路を通行する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してください。また、埋蔵文化財は、周辺の文化財包蔵地には該当しておりません。事前の届出は不要ですが、万が一工事中に土器や石器が発見された場合には、速やかに文化財保護係までご連絡くださいとの指示でございます。

地元自治会からの要望としましては、役場各課からの指示、要望事項を拝見し、本件開発を承認いたしますとの意見が提出されてございます。

以上で、本案件に対する各課からの指示、要望事項についてのご説明とさせていただきます。

議 長 今、宅地開発委員会からの説明が終わりました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 農業委員、柳岡です。

この建物は何階建てですか。

議 長 事務局。

事務局長 現地確認調書21ページ、A3のカラー印刷のものを添付させていただいております。こちらのほうをご覧ください。

こちらは敷地の平面図ということでございます。建物につきましては、申請地内に建物が2件建設をされるということでございます。各棟につきましては、1階、2階の2階建て、総2階ということで、部屋割りは1棟につき8部屋、合計で16部屋の長屋造りのアパートということで計画をされてございます。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

推進委員 7 番、小川君。

小川委員 推進委員 7 番の小川です。

この方は、譲受人の人ですね、ほかにも不動産をやっているんでしょうか。それとあと、工期はいつからいつになるか、ちょっと教えてもらいたいと思いますけれども。

議 長 事務局。

事務局長 本申請人の方の出身地、安中市ということでございますが、ほかの地域等で同様の事業をされているかどうかについては確認はしてございません。

また、工期につきましては、宅地開発委員会への申請時の工期ということでございますけれども、令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日まで、おおむね承認後 184 日間ということで工期の設定がしてございます。

以上です。

議 長 よろしいですか。

小川委員 はい。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは採決に移ります。

番号 5 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号 5 は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号 5 は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号 6 を、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書 17 ページ、現地確認調書は 22 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、番号 6、農地の所在は大字広馬場字宮室 666 番の 5。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 500 平米。権利関係につきましては所有権移転売買。譲渡人は前橋市の方で、職業は農業兼設計士。譲受人は山子田の方で、職業は児童福祉指導員、保育士でございます。転用目的につきましては一般個人住宅。施設等につきましては一般住宅用地、57.13 平米。転用理由につきましては、譲受人は現在、村内でアパート暮らしをしているが、子どもの成長に伴い手狭となったため申請地を購入し、自己住宅を建築したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は 1 種農地となっております。

以上で、議案第5号、番号6の説明を終わります。

議長 番号6の事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員の金井です。

事務局長の説明のとおりです。申請地は先ほどの案件のすぐ西です。東側は道路で住宅、南側は道路です。私としては許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号6は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号6は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号7について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号7について説明申し上げます。

議案書は18ページ、現地確認調書は25ページからとなります。

議案第5号、番号7、農地の所在は大字広馬場字宮室666番の6。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は250平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は前橋市の方で、職業は農業兼設計士。譲受人は前橋市の方で、職業は会社員。転用目的は一般個人住宅。施設等は一般住宅用地52.62平米でございます。転用理由につきましては、譲受人は現在、前橋市で実家暮らしをしているが、自己住宅建築の計画をしていたところ譲渡人と話がついたため、申請地を購入し自宅を建築したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地でございます。

以上で、議案第5号、番号7の説明を終わります。

議長 番号7について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員の金井です。

ただいまの事務局長の説明のとおりです。さきの案件のすぐ隣です。私としては許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員の高橋です。

ちょっと疑問というか、譲渡人のほうなんですが、議案第5号の5番が建築業、6番、7番に関しては農業兼設計士となっているんですが、何か別の人ではなさそうなんですが、どういう関係だからちょっと教えていただけますか。

議長 事務局。

事務局長 ご指摘のとおり、議案第5号、番号5と、同じく議案第5号の6号、7号の申請者、譲渡人の方は同一人物でございます。

なお、申請書、第5条の転用申請を提出されている内容をそのまま記載させていただいたため、申請人の職業欄について、5号では建築業と記載されたため建築業として記載してございます。6号、7号につきましては、農業兼設計士ということで申請が提出されてございましたので、その内容での記載となっております。

(「代理人も違う」という声あり)

事務局長 すみません、本件につきまして、5号の代理人と、6号、7号は同じ代理人なんですが、5号との代理人は別でございます。

以上です。

議長 長 よろしいですか。

高橋委員 はい。

議長 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号7について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、番号7は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号7は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号8について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号8について説明申し上げます。

議案書18ページ、現地確認調書は28ページからとなります。

議案第5号、番号8、1筆目の農地の所在は大字広馬場字宮室835番の2。地目は登記簿、田、現況は道路、面積は125平米でございます。2筆目の農地の所在は大字広馬場字宮室835番の3。地目は登記簿、田、現況、宅地、面積は308平米でございます。合計面積は433平米でございます。権利関係は使用貸借。貸付人は広馬場の方で、職業は無職。借受人は広馬場の方で、職業は会社員。転用目的につきましては一般個人住宅。施設等については一般住宅77.47平米でございます。転用理由につきましては、借受人は現在、貸付人である父の家で同居しているが、将来のことを考え自己住宅の計画を立てたところ父の了解を得られたため、申請地に自己住宅を建築したいとのことでございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与することでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地、追認案件でございます。

以上で、議案第5号、番号8の説明を終わります。

議長 番号8について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員の金井です。

事務局長の説明のとおりです。申請地は15区コミセン東100メートルくらいの左側です。周りは住宅です。東側は道路、西側も道路です。私としては許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号8について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号8は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号8は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号9について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号9について説明申し上げます。

議案書は18ページ、現地確認調書は31ページからとなります。

議案第5号、番号9、1筆目の農地の所在は大字広馬場字宿3841番。地目は登記簿、畑、現況は雑種地、面積は1,302平米でございます。2筆目の農地の所在は大字広馬

場字宮室3842番。地目は登記簿、畑、現況、雑種地、面積は191平米。合計面積でございますが、1,493平米でございます。権利は賃貸借。貸付人は広馬場の方で、職業は農業兼会社員。借受人は広馬場の方で、職業は土木建設業。転用目的は露天資材置場。施設等につきましては土木建設用資材置場でございます。転用理由につきましては、借受人は現在、村内で土木建設業を営んでいるが、規模拡張に伴い、申請地を土木建設用の資材置場として利用したいとのことでございます。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地、宅地開発審議案件でございます。また、追認案件となっております。

以上で、議案第5号、番号9の説明を終わります。

議長 番号9について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

3番、清水君。

清水委員 3番、農業委員の清水です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第5号9番の申請につきまして、若干補足をさせていただきたいと思っております。

権利の種別は賃貸借です。申請目的は露天資材置場です。場所は現地確認調書の31から33ページになります。19区のコミセンに入っていく交差点の手前、右側が下田工設の事務所となっているんですが、その手前の右側になります。現地は、隣接する農地には影響はないと思われまして、私としては問題がありませんので、許可相当と思われまして、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

これも宅地開発の審議案件となっておりますので、雨水とかそういう水のこととかの説明がちょっとよく分かりませんので、ご説明をお願いします。

議長 事務局。

事務局長 それでは、宅地開発委員会よりの各課指示、要望事項についてご報告をさせていただきます。

初めに、総務課は指示事項等はございませんでした。

税務課でございますが、開発工事完成後、土地の現況調査に協力してください。ま

た、償却資産がある場合は申告書を提出してくださいとの指示でございます。

住民生活課でございます。騒音振動関係につきまして、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合には、当課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。また、ごみ関係でございますが、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は、適切に直接処理してください。土砂等搬入関係でございますが、令和2年10月1日から、榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してくださいとの意見でございます。

産業振興課より、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいとの指示でございます。

建設課でございます。雨水排水は、開発地内に浸透ますを設け、オーバーフロー水のみを道路側溝に放流するよう検討してください。工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。雨水対策、定期的な除草、防火、防災等、適切な開発地の管理をお願いしますとの意見です。

上下水道課は意見ございません。

教育委員会事務局、申請地近隣には榛東村立南小学校の通学路として、村道宿井戸尻線を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してください。また、埋蔵文化財は、周辺の文化財包蔵地には該当はしません。事前の届出は不要ですが、万が一工事中に土器や石器が発見された場合には、速やかに文化財保護係までご連絡くださいとの指示でございます。

地元自治会からの要望でございますが、役場各課からの指示、要望事項を拝見し、本件開発を承認いたしますとの意見が添付されてございます。

以上で、各課からの指示事項の報告とさせていただきます。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号9について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号9は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号9は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号10について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号10について説明申し上げます。

議案書は19ページ、現地確認調書は34ページからとなります。

議案第5号、番号10、1筆目の農地の所在は大字広馬場字宿4121番の2。地目は登記簿、畑、現況、畑。面積は651平米でございます。所有者の方は高崎市の方です。

2筆目の農地の所在は大字広馬場字宿4122の2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は3,948平米。こちらの所有者の方は広馬場の方でございます。職業は農業でございます。2筆の合計面積でございますが、合計が4,599平米となっております。

権利関係は賃貸借。転用目的でございますが、黒土採取。施設等につきましては、黒土採取事業及び通路となっております。掘削深につきましては40センチ、採取量は939.7立米を計画してございます。転用理由につきましては、借受人は高崎市で土木工事及び黒土等建築資材販売を営んでいるが、業務拡大を考え申請地を借受けし、黒土を採取したい。なお、採取後は表土を戻し整地することとでございます。貸付人は借受人の申出を受け、申請地を貸与することとでございます。

備考でございますが、一時転用、期間につきましては3年間、農業振興地域内の農地でございます。農地区分は1種農地となっております。

以上で、議案第5号、番号10の説明を終わります。

議長 番号10について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

3番、清水君。

清水委員 3番、農業委員、清水です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第5号10番の申請につきまして、若干補足をさせていただきます。

権利の種別は賃貸借。申請目的は黒土の採取ということです。場所は現地確認調書の34ページから36ページ。宿稻荷の入り口の交差点より100メートルぐらい行った左側の畑です。隣接する農地には影響はないんですけども、採取した後に黒土をちゃんと戻してくれるかという問題があります。その点をちゃんと守ってくれば許可相当と思われるので、ご審議のほどをよろしく願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから、採取した後の泥を、作り土をちゃんと戻してくれば許可相当というような意見がございました。

事務局には何かそういった、ちゃんと戻すとかというあれは入っているんですか。

事務局長 ちょっとお待ちください。

議長 事務局。

事務局長 ただいま、事務局のほうに提出いただいております本案申請について、原本のほう確認をさせていただきましたが、現地確認調書の36ページご覧ください。

こちらのほうが、終了後は畑として利用予定ということで、計画平面という形で、現況の実測平面図提出をいただいております。こちらのほうで、左上のほうに表土の一時置場という記載がございまして、その下のところに、手書きでございしますが、切土2,190平米とございます。こちらのほうが黒土の採取場所ということで、採取した後表土を一時置きしたところから戻すという計画での計画資料は提出されてございますが、資料としてはこの資料が提出されているのみでございます。

以上です。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ここに図面に書いてあるんですけども、表土の一時置場ということなんですけれども、この進入路の土地のところの黒土を採取するわけですか。

議 長 事務局。

事務局長 同じく、今36ページの資料でのご質問かと思われまして。進入路と書かれているところにつきましては、黒土の表土を剥ぐといったことではないかと思えます。あくまでも採取するのは、黄色と書かれている219平米、この部分の表土を、左上の表土一時置場に置いて、その下の部分を40センチ掘削して黒土の採取という計画のもので記載をされていると、事務局としては解釈をしております。

以上です。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 今日、現地調査で回ったんですけども、前に採取したやつ、これは箕郷の地区なんですけれども、そこを見ましたところ、採取した後、黒土が少し山になっていましたけれども、あれが表土として要は均すんだかな。また、あの表土だけじゃ足りないような気もしたので、この業者がどれくらい表土を農地として取り扱ってくれるんだかな、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですけども。

また、何年か前に同じ19区のコミセンの西側の土地もこの業者が採取して、その後の土地を見た限りでは、表土はなく、赤土みたいなのが敷いてあっただけで、本当に農地として使えるんだかどうかかな、ちょっとその辺も疑問に思うので、今回この土地のあれについて、ちょっとみんなで討論したほうがいいと思うので、ひとつよろしくをお願いします。

議 長 事務局。

事務局長 まず、計画採取量でございますけれども、議案の申請書のほうで議案番号第

10、右側のところの転用目的の下、施設等の項目として、採取量が939.7立米ということでございます。全体面積で40センチを掘削するということでございますので、表土の部分、計画上どれだけ表土置場、一時置場に持ってくるのかということもございますけれども、掘削40センチのみの面積で2,190平米の土地を切土するという計画の下に実施されるものと思われま。そのため、全体としては、その残った部分について黒土を戻して、耕作が可能な土地という計画になっているのかと思われま。が、いかんせんこれ計画者に確認が取れてございませ。ので、事務局の判断としては、一時置場の表土を戻して耕作できるようにするだろうというところでの資料提供のみとな。ってございませ。す。

状況としては以上になります。よろしくお願。いいたしませ。す。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 何年か前の19区のコミセンの西側の土手の状況を見ても、農地として使えるような状況なのか、現在農地として耕作をしていないような状況のところございませ。すが、農地に戻すのであるからには、ちゃんと農地として使える状態で戻してもらえ。るような、そういう条件をつけたほうがいいんじゃないかと思ひませ。すが、その辺どうですか。

議 長 事務局。

事務局長 申請者の方の計画書はこちらのほうに添付されてございませ。すので、これ図面だけですので、これとは別に確約書という形で、採取後は農地として耕作できる形に、耕作可能な土地に戻しませ。すという確約書を提出する指導はできるかと思ひませ。す。それでご判断をいただく形になるかと思ひませ。す。うん。ですが、よろしくお願。いいたしませ。す。

議 長 7番、推進委員の小川君。

小川委員 7番、推進委員の小川です。

先ほどの職務代理が言ったんですけれども、前回、29年の11月に、この委員会に多分一時転用ということで審議されたと思ひませ。す。うん。です。よ。ね。それなので、もうその期間が満了していると思ひませ。す。うん。ので、一旦事務局が行って、その前の状況を確認したらどうでしょうか。先ほど言ったように赤土が見えているということであれば、耕作ができない、土を戻していないという状況になるんだと思ひませ。す。うん。です。けれども、その辺のところをよく確認したほうがいいんじゃないですか。

以上です。

議 長 事務局。

事務局長 先ほど、小川委員よりご質問ありました内容について、過去のちょっと口述書、議事録等をちょっと確認をさせていただきます。そのときは3年間で戻すとい

うことで期間が長いので、需要とのバランスでそれだけもって行きますというところで、その中で復元については、黒土の採取後に徐々に行っていく予定といった内容の報告となっております。

今回、現地のほうにつきまして、過去の事案が赤土が出ているといった状況のままになっているというご意見がございましたので、この事案について、経過も3年をもう既に経過しているという事案でもございますので、現地のほうについては再度確認をさせていただきたいと考えております。

それと併せまして、本件につきまして、今後どのような対応にしたらよろしいかということで、ちょっと農業委員会としてのご意見を賜れますようお願いいたします。

議長 いいですか。

事務局長 はい。

議長 長 一応、そういうわけなので。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

このほかに表土が入り、これ黒土と読むんですかね、その場合は。黒土を採取をするということであるんですが、この黒土ってどういうものなんですか。素朴な疑問なんですけれども。

もし、この図面の中には高さがうたってありますよね。高さがうたってあるけれども、どのくらいの層に何が入っているかという、地層学とか何とか、本当は専門的なことがあるんじゃないんでしょうか。そのうちの何を取るのか、黒土とは何なのか。ちょっとその辺が分からないと、ただ表土剥いで中取ってまた戻せばいいよという話なのか。この黒土というのはちょっと、私は農家をしておりますけれども、うちの畑の土は黒いですよ、表土。どの部分を取るんですか、畑の中の、土の中の。

議長 長 事務局。

事務局長 ただいまの松下委員のご質問なんですが、本件について提出されている資料の中で確認はさせていただいておりますが、ここについても記載されているものは黒土という記載のみでございます。黒土の定義としてどういう質のものであるか、砂礫系質であれば小石が何の系であるとか、そういったものもあるのかと思われませんが、そうした土中図と堆積層の図等の記載はございません。

また、提出されている資料、委員さんには利用後の畑としての利用予定という図面、平面図のみを提出させていただいておりますが、これとは別に、事務局のほうに提出いただいているものにつきましては、申請されている場所の縦断、横断等で切土をする部分のものが黄色く記載されておるものが添付されてございます。こちらにつきま

しても、平面図のほうでお示ししている、切土と記載をさせていただいている2,190平米の土地についての切土部分の断面が記載されているのみで、その土の状況は、また表土何センチ残してという、そういった細かい計画のものは添付されてございません。

以上です。

議 長 8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員、松下です。

自分のほうが農家している、土を使って物を生産している者ですから、ちょっと気になるんですよね。私の知り合い先にも、砕石を採取するとか、礫混じり層を採取するとか、そういうので生計を立てている者もおります。そういうのであれば、明確に畑の土の、例えば耕作に適さない分を抜いたとあるんですが、なかなか黒土と書かれてしまうと、じゃ、どんなものなのかと、特にそれは心配になりますよね。

また、私が過去に経験したところなんですけれども、私のほう耕地整理しまして、農地の整理をしました。私はその権利の人の土地を借りて耕作をしましたね。そして、すきで起こしたんですよね。そうしたら、中からいろんな石、大きな石だとか、ひどいものは電柱のかんざしも出てきましたね。それは、すきかけることによって引っかかってしまったんですよね。自分は重機を持ち込んでそれを取り除いたりなんかしましたよ。畑を借りて作って、頼み。過去には問い合わせたところ、人づてで問い合わせたところ、土地整備の中でも表土が15センチあればいいんだというふうな何か契約が工事業者との間であったとかないとか、そんなのを聞いたことがありますよね。15センチぐらい残されたのでは、これ作物作れませんよね。そういう記述があるのかどうかも含めて、やっぱり次に農地として残すんですから、次の状況が、やっぱり作物がすぐ作れるよう、栽培されるような環境をやっぱり整備するということが農業委員会の使命じゃないかと、そんなことを心配して、この黒土にこだわっているわけですよね、その表記に。

そんなことも思いまして、いろいろ情報等ありましたらまた教えていただければありがたいと思います。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ここに表土一時置場と書いてありますが、この下の横の点線が、これから東が削部、切り取り場所で、上は表土がこのまま残るという格好なんですか。

事務局長 そうですね、そういう計画の断面の体になってございます。

柳岡委員 そうすると、その上の表土をそのまま下へずらして下ろされたのではまた困るので、ちゃんと表土一時置場に、この下の土を取るところのその表土をそこへ全部置くのであればそれなりに分かりますけれども、そういったあれというのは、確約というのは取れるんですか。

議 長 事務局。

事務局長 ただいま委員さんからご意見いただいた内容をもって、農業委員会の判断としてになるかと思うんですけれども、添付資料が不備のため今回は否決という考え方も一つございます。否決の理由については、添付されている資料では一時転用した終了後の耕作の可能性というのが判断できないので、明確な復旧方法、また盛り土ですか、表土をどれくらい戻すのか、そういった計画を訂正した上で審査したいということでの否決も可能かと思われま。

添付されている資料では、先ほどもちょっとご質問ありました黒土の種類とか、実際何センチぐらいの深さのものをどれだけ取るとかというのがなくて、深さが40センチと記載されているだけで、現状からの40センチなのか、40センチの表土を1回仮置きして、その下の40センチなのかもちょっと読めないところもございますので、その40センチ戻して、実際最後仕上げがどれだけのものになるかとか、そういった部分への細かいものまではちょっと添付がございませんので、事務局としても委員さんにお示しできる資料がちょっと不足しているという状況でございます。

そういった中でご判断をいただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 それでは、先ほど事務局からも言われたように、推進委員の小川さんからも言われたように、3年も経過してある、そういったところを調べてから、また、事務局から言われるように、書類の不備が随分あるので、そういったものを確認してから、今回は保留というような方向に向けばいいんじゃないのかなと思うので、10番の案件については保留にしたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、この10番の案件については保留ということにさせていただきます。

◎議案第6号

議 長 次に、議案第6号 榛東村農作業労働標準料金の決定についてを議題といた

します。

事務局長、説明願います。

事務局長。

事務局長 議案書の20ページをご覧ください。

議案第6号 榛東村農作業労働標準料金の決定について（案）。

榛東村農作業労働標準料金について、農地法第52条（情報提供等）の規定により決定を求める。

令和3年7月9日提出、榛東村農業委員会会長。

議案書の21ページをご覧ください。

榛東村農作業労働標準料金（賃金）の（案）でございます。

区分としまして、一般、作業名が農作業全般、単位、時間給、標準料金840円からとなっております。こちらの内容につきましては、作業内容により料金は異なるが、標準は840円ということでございます。

なお、この金額につきましては、昨年度の当委員会でお諮りさせていただいた金額と変更はございません。

また、本840円の資料としてのものでございますが、議案書の23ページご覧ください。

こちらに、群馬県の最低賃金の一覧表というものがございます。こちらは昨年、令和2年の10月3日発行されておりますが、こちらの最低賃金は地域別最低賃金ということで837円となっております。こちらの金額を基にということで840円の金額を表示、提案させていただくものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議長 事務局より議案第6号の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という声あり）

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第6号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第6号は原案のとおり決定といたします。

ここで暫時休憩します。

12時5分まで。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後0時10分）

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後 0時45分)